

身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人蘇清会

策定年月日 2018 年 4 月 1 日

1. 身体拘束廃止に関する考え方（蘇清会における身体拘束廃止に関する指針）

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化するのではなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急・やむをえない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる

可能性が著しく高いこと。

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※ 身体的拘束を行う場合には、以上三つの条件を満たす必要があります。

2. 身体拘束廃止に向けての基本指針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクが高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の三要件を全て満たした場合のみ、御本人又は御家族への説明同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせない為に日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対などで利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、社会資源を活用しながら個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。
万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束廃止委員会において検討します。
- ⑤ 『やむを得ない』と拘束の準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束委員会の設置

当事業所では身体拘束の廃止に向けて身体拘束委員会（併設合同）を設置します。

① 設置目的

法人内の併設施設全体で情報を共有

各事業所、併設施設での身体拘束に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 身体拘束廃止委員会の構成員

ア) 施設長（委員長）

キ) 居宅管理者

イ) 副施設長

ク) 栄養士

ウ) 事務長

ケ) 介護支援専門員

エ) 特養相談員

コ) ユニット統括リーダー

オ) 通所相談員

サ) 看護職員

カ) グループホーム管理者

シ) 機能訓練指導員

③ 身体拘束廃止委員会の開催

- ・概ね3か月に1回定期開催します。
- ・必要時は随時開催します。
- ・急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）は、生命保持の観点から構成員全てが委員会に参加できない事が想定されます。その為、意見を聴くなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討します。

4. やむを得ず拘束を行う上での対応

本人又は利用者の生命、又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の主順に従って実施します。

《介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- (1) 徘徊しない様に車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないようにベッド柵(サイドレール)で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひもで縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらない様に手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったたりしない様にY字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力がある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為にベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせる為に抗精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開ける事が出来ない居室等に隔離する。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として各関係部署の代表者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行う事を選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し御本人や御家族に対する説明を行います。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

(2) 利用者御本人や御家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られ同意を得た上で実施します。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・御家族等と行っている内容と方向性、御本人の状態などを確認説明し同意を得た上で実施します。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の用紙を用いてその様子や・心身の状況・やむを得なかった理由等を記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存、外部評価及び行政の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

(4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに拘束を解除します。その場合には、契約者・御家族へ報告します。

尚、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度数日以内に同様の対応で身体拘束が必要となった場合、御家族（保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施させていただきます。

5. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止の為に、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(施設長)

- 1) 身体拘束廃止委員会の統轄管理
- 2) ケア現場における諸課題の統轄責任

(副施設長)

- 1) 施設長補佐代行

(担当医)

- 1) 医療行為への対応
- 2) 看護職員との連携

(各看護職)

- 1) 医師との連携
- 2) 事業所における医療行為範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

(各相談員・管理者・介護支援専門員・機能訓練指導員)

- 1) 身体拘束に向けた職員教育
- 2) 医療機関、御家族との連絡調整
- 3) 御家族の意向に沿ったケアの確立
- 4) 事業所のハード・ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

(栄養士)

- 1) 利用者の状態に応じた食事の工夫

(介護職)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確な認識
- 2) 利用者尊厳の理解
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアへの努力
- 5) 利用者とのコミュニケーションの充実
- 6) 正確かつ丁寧な記録

6. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対して身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修(年2回以上)の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- (3) その必要な教育・研修の実施

《緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書》

様

- 1 あなたの状態が下記の A B C をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の 必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為(部位・内容)〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	令和 年 月 日 時 から 令和 年 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム 蘇望苑

施設長 _____ (印)

相談員 _____ (印)

看護主任 _____ (印)

介護主任 _____ (印)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名 _____ (印)

(続柄 _____)